

# 令和5年度 小規模・多機能放課後児童支援事業 利用申込の手続きについて

## 1. 利用の手続き

令和5年4月1日からの小規模・多機能放課後児童支援事業を行っている保育所の利用を希望される方は、下記書類を添えて市子ども福祉課又は匹見地域総務課へ提出してください。

○小規模・多機能放課後児童支援事業を行っている保育所

益田ひかり保育所、原浜保育所、中須保育所、小野保育所、匹見保育所

料金や利用時間については保育所によって異なります。詳細は子ども福祉課又は、各保育所にお問い合わせください。

※保育所が実施している放課後預かり事業については各保育所によって事業が異なります。上記の保育所以外にも放課後預かりを実施している保育所があります。利用を希望される方は、該当の保育所へ直接お問い合わせください。

## 2. 申込受付及び提出先

益田市子ども福祉課（益田市駅前町17番1号 駅前ビル EAGA 1階）

益田市匹見地域総務課（益田市匹見町匹見イ1260番地）

## 3. 受付期間

令和4年12月1日（木）～令和4年12月28日（水）

（期限厳守をお願いします）

## 4. 申込書等の提出書類について

○益田市小規模・多機能放課後児童支援事業利用申込書（児童1人につき1部提出）

※1：令和5年4月1日時点の状況をご記入ください。

※2：裏面の記入もお願いします。

（障がいの有無が「有」の場合は、手帳などコピーの添付が必要です）

○生活状況自主申告書（新1年生～3年生児童が対象で、児童1人につき1部提出）

○就労証明（自営業など申告）書（1世帯につき父母それぞれ1部提出）

## 5. 就労以外の理由による添付書類

- ① 病気の場合…医師の診断書（該当する父母それぞれ1部）
- ② 就学の場合…在学証明書、学生証の写し（該当する父母それぞれ1部）

☆問い合わせ先☆

市子ども福祉課 31-0243

市匹見地域総務課 56-0302